

【1992年5月14日】労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱（第14次改正）

労働省

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- 一 雇用保険率に関する暫定措置（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条関係）
 - （一）平成五年四月一日以後当分の間については、雇用保険率を千分の十一・五（農林水産業及び清酒製造業については千分の十三・五、建設業については千分の十四・五）とするものとする。
 - （二）暫定措置に係る雇用保険率については、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の自動的変更は行わないものとする。
- 二 その他
罰則に関する規定の整備を行うものとする。

第二 雇用保険法の一部改正

- 一 失業給付の改善
 - （一）賃金日額の計算の特例の弾力化
算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額に基づいて算定した賃金日額が適当でないと認められるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とするものとする。（雇用保険法第十七条第三項関係）
 - （二）基本手当日額表の自動変更要件の緩和
基本手当日額表の自動変更要件である賃金水準の変動幅（現行二十パーセント）を十パーセントとするものとする。（雇用保険法第十八条関係）
 - （三）基本手当の減額に係る内職収入控除額の改正等
 - イ 基本手当の減額に係る内職収入控除額（現行千円）を千三百円に引き上げるものとする。（雇用保険法第十九条第一項関係）
 - ロ 基本手当の減額に係る内職収入控除額について、賃金水準の変動に伴う自動変更規定を設けるものとする。（雇用保険法第十九条第二項関係）

(四) 再就職手当の支給要件の改善

基本手当の支給残日数が所定給付日数の二分の一未満であっても、当該支給残日数が百日以上である受給資格者については、再就職手当を支給することができるものとする。(雇用保険法第五十六条の二第一項関係)

二 国庫負担に関する暫定措置

求職者給付に表する費用に係る国庫の負担額は、平成四年度については、現在国庫が負担することとされている額の十分の九に相当する額とし、平成五年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされている額の十分の八に相当する額とするものとする。(雇用保険法附則第二十三条等関係)

三 その他

罰則に関する規定その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、罰則の改正規定については公布の日から起算して一月を経過した日から、第二の一((二)を除く。)については平成四年十月一日から、第一の一については平成五年四月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行うものとする。(附則第二条から第十条まで関係)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

附則に次の一条を加える。

(雇用保険率に関する暫定措置)

第十条 当分の間、第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十四・五」

とあるのは「千分の十一・五」と、「千分の十六・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の十七・五」とあるのは「千分の十四・五」として、同項の規定を適用する。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。

(雇用保険法の一部改正)

第二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「二千四百十円」を「二千九百七十円」に、「三千二百十円」を「三千九百六十円」に、「七千七百五十円」を「九千五百六十円」に改める。

第十七条第三項中「賃金日額が著しく不当であるとき」を「額を賃金日額とすることが適当でないと認められるとき」に改め、同条第四項第一号イ中「二千四百十円」を「二千九百七十円」に改め、同号ロ中「三千二百十円」を「三千九百六十円」に改め、同項第二号中「一万二千二百二十円」を「一万五千七十円」に改める。

第十八条第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、「百分の百二十」を「百分の百十」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「二千四百十円」を「二千九百七十円」に、「三千二百十円」を「三千九百六十円」に、「七千七百五十円」を「九千五百六十円」に改め、同条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第十九条第一項第一号中「千円」を「千三百円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「控除額」という。)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の平均給与額(平均定期給与額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この項において同じ。)が平成三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至った場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

第三十三条第三項中「七日」の下に「を超え三十日以下の範囲内で労働省令で定める日数」を加える。

第三十六条第五項中「前条」を「第三十五条」に改める。

第三十七条第項中「この項」の下に「及び第五十六条の二第一項」を加え、同条第九項中「第十九条及び」を「第十九条第一項及び第三項並びに」に改める。

第五十六条の二第一項中「第三項に」を「以下この項及び第三項に」に改め、「である受給資格者」の下に「(支給残日数が百日以上であるものを除く。)」を加える。

第八十三条及び第八十四条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第八十五条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則第二十四条を附則第二十五条とし、附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十二条の次に次の一条を加える。

(国庫負担に関する暫定措置)

第二十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の十分の八に相当する額を負担する。

2 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第二十三条第一項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第九条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十九条、第三十三条第三項、第三十七条第九項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定 平成四年十月一日

三 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則に一条を加える改正規定、次条の規定、附則第七条中労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）附則第十二項から第十四項までの改正規定（同法附則第十三項に係る部分に限る。）及び附則第八条第二項の規定 平成五年四月一日

（労働保険料に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（賃金日額等に関する経過措置）

第三条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日前である受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る雇用保険法第十七条第三項の規定による賃金日額の算定については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十九条第一項（新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定は、平成四年十月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

3 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなった場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。

（基本手当の支給の期間に関する経過措置）

第四条 旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間については、なお従前の例による。

（再就職手当の支給に関する経過措置）

第五条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた受給資格者についての雇用保険法第

五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

- 2 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間を新雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法五十六条の二第一項の規定を適用する。

(国庫負担に関する経過措置)

第六条 新雇用保険法附則第二十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の九」とする。

(労働保険層別会計法の一部改正)

第七条 労働保険特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第十二項から第十四項までを次のように改める。

- 12 雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度における第五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第二十三条」とする。
- 13 徴収法附則第十条の規定が適用される会計年度における第七条第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項」とあるのは「徴収法附則第十条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「徴収法第十二条第五項又は第七項」とあるのは「徴収法第十二条第七項」とする。
- 14 雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度における第二十条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」と、「これら」とあるのは「同条」とする。

附則第十五項から第十九項までを削る。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 雇用勘定の平成四年度の歳入に関する前条の規定による改正後の労働保険特別会計法(以下「新労働保険特別会計法」という。)附則第十二項の規定の適用について

は、同項中「雇用保険法附則第二十三条」とあるのは、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第六条後段において読み替えて適用する雇用保険法附則第二十三条」とする。

2 附則第二条の規定により徴収した平成五年四月一日前の期間に係る労働保険料がある会計年度における徴収勘定から雇用勘定への繰入れに関する新労働保険特別会計法附則第十三項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項」とあるのは「徴収法附則第十条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「徴収法第十二条第五項又は第七項」とあるのは「徴収法第十二条第七項」とあるのは、「徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)」とあるのは、「徴収法第十二条第四項(徴収法附則第十条において読み替えて適用する場合を除く。)の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)及び徴収法附則第十条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)」とする。

3 平成三年度に係る国庫負担金の過不足の調整に関する新労働保険特別会計法附則第十四項の規定の適用については、同項中「雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度」とあるのは「平成三年度」と、「同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」と、「とあるのは「同条中」と、「同条」とあるのは、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第六条後段において読み替えて適用する雇用保険法附則第二十三条」とする。

4 平成四年度に係る国庫負担金の過不足の調整に関する新労働保険特別会計法附則第十四項の規定の適用については、同項中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」と、「これら」とあるのは「同条」とあるのは、「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第六条後段において読み替えて適用する雇用保険法附則第二十三条」と、「これら」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」とする。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険

料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第二条から第六条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における労働保険特別会計雇用勘定の収支の状況等にかんがみ、雇用保険率及び求職者給付に要する費用に係る国庫負担の割合を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び
雇用保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

改正案	現行
第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第二十九条第一項に規定する団体が第五号又は条六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。 (条一号から条六号まで略)	第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。労災保険法第二十九条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。 (第一号から第六号まで 略)
第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに条当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理	第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理

<p>人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第一号から第三号まで 略)</p> <p>附則 (罰則)</p> <p>第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(雇用保険率に関する暫定措置)</p> <p>第十条 当分の間、第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十四・五」とあるのは「千分の十一・五」と、「千分の十六・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の十七・五」とあるのは「千分の十四・五」として、同項の規定を適用する。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。</p>	<p>人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第一号から第三号まで 略)</p> <p>附則 (罰則)</p> <p>第七条 事業主が附則第二条第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第二項略)</p>
---	--

二 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

改正案	現行
<p>(基本手当の日額)</p> <p>第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の六十(二千九百七十円以上三千九百六十円未満の賃金日額(その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十、三千九百六十円以上九千五</p>	<p>(基本手当の日額)</p> <p>第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の六十(二千四百十円以上三千二百十円未満の賃金日額(その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十、三千二百十円以上七千七百五十</p>

百六十円以下の賃金日額(その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の逡増に応じ、逡減した率)を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

(賃金日額)

第十七条(第一項及び第二項略)

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないとき認められるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者二千九百七十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

円以下の賃金日額(その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の逡増に応じ、逡減した率)を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

(賃金日額)

第十七条(第一項及び第二項略)

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者二千四百十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

<p>ロ イに該当しない受給資格者三千九百六十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)</p> <p>二 一万五千七十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)</p> <p>(基本手当の日額の自動的変更)</p> <p>第十八条 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額(以下この条及び次条第二項において「平均定期給与額」という。)が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎となった平均定期給与額の百分の百十を超え、又は百分の九十を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて、基本手当日額表における第十六条に規定する二千九百七十円以上三千九百六十円未満の賃金日額及び三千九百六十円以上九千五百六十円以下の賃金日額並びに前条第四項各号に掲げる額を変更した上、基本手当日額表を改正しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により基本手当日額表が改正された場合において、改正の基礎となった平均定期給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの</p>	<p>ロ イに該当しない受給資格者三千二百十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)</p> <p>二 一万二千二百二十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)</p> <p>(基本手当の日額の自動的変更)</p> <p>第十八条 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額(以下この条において「平均定期給与額」という。)が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎となった平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて、基本手当日額表における第十六条に規定する二千四百十円以上三千二百十円未満の賃金日額及び三千二百十円以上七千七百五十円以下の賃金日額並びに前条条四項各号に掲げる額を変更した上、基本手当日額表を改正しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により基本手当日額表が改正された場合において、改正の基礎となった平均定期給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの</p>
---	---

月の平均定期給与額の百分の百十を超え、又は百分の九十を下るものであるときは、改正の基礎となった平均定期給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当について、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となった平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となった平均定期給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日額と均衡を失しないように、基本手当の日額を新たに定めるものとする。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の基礎となった日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から千三百円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「控除額」という。)を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎

月の平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となった平均定期給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当について、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となった平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となった平均定期給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日額と均衡を失しないように、基本手当の日額を新たに定めるものとする。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入の基礎となった日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から千円を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

<p>日数を乗じて得た額を支給する。 (第二号及び第三号 略)</p> <p>2 労働大臣は、年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の平均給与額(平均定期給与額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この項において同じ。)が平成三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。</p> <p>3 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によって収入を得たときは、労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。</p> <p>第三十三条 (第一項及び第二項略)</p> <p>3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第</p>	<p>(第二号及び第三号 略)</p> <p>2 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によって収入を得たときは、労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。</p> <p>第三十三条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に</p>
--	---

<p>二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。</p> <p>(第四項及び第五項 略)</p> <p>(技能習得手当及び寄宿手当)</p> <p>第三十六条 (第一項から第四項まで 略)</p> <p>5 第三十一条第一項、第四項及び第五項、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。</p> <p>(傷病手当)</p> <p>第三十七条傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項 (第三十五条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項及び第七十八条において同じ。) 及び第二項の規定による期間 (第三十三条第三項 (第三十五条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び第五十六条の二第一項において同じ。) の規定に該当する者については、第三十三条第三項の規定による期間) 内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日 (疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。) について、第四項の規定による日数に相当</p>	<p>よる期間に当該超える期間を加えた期間とする。</p> <p>(第四項及び第五項 略)</p> <p>(技能習得手当及び寄宿手当)</p> <p>第三十六条 (第一項から第四項まで 略)</p> <p>5 第三十一条第二項、第四項及び第五項、第三十四条第一項及び第二項並びに前条の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。</p> <p>(傷病手当)</p> <p>第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項 (第三十五条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項及び第七十八条において同じ。) 及び第二項の規定による期間 (第三十三条第三項 (第三十五条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定に該当する者については、第三十三条第三項の規定による期間) 内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日 (疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。) について、第四項の規定による日数に相当する</p>
--	---

する日数分を限度として支給する。
(第二項から第八項まで 略)

9 第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定は、傷病手当について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項中「失業の認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と読み替えるものとする。

(再就職手当)

第五十六条の二 再就職手当は、受給資格者(第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。)が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に従って必要があると認めるときに、支給する。ただし、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかったこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)の最後の日までの間に基本手当の支給を受ける

日数分を限度として支給する。
(第二項から第八項まで 略)

9 第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定は、傷病手当について準用する。この場合において、第十九条及び条三十一条第二項中「失業の認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と読み替えるものとする。

(再就職手当)

第五十六条の二 再就職手当は、受給資格者(第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。)が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に従って必要があると認めるときに、支給する。ただし、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかったこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)の最後の日までの間に基本手当の支給を受ける

ことができることとなる日数をいう。以下この項及び第三項において同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者(支給残日数が百日以上であるものを除く。)については、この限りでない。

(第二項から第四項まで 略)

第八十三条 事業主が次の名号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第五号まで 略)

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第四号まで 略)

第八十五条 被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第三号まで 略)

附則

ことができることとなる日数をいう。第三項において同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

(第二項から第四項まで 略)

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(第一号から第五号まで 略)

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(第一号から条四号まで 略)

第八十五条 被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(第一号から条三号まで 略)

附則

<p>(国庫負担に関する暫定措置)</p> <p>第二十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の十分の八に相当する額を負担する。</p> <p>2 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第二十三条第一項」とする。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十五条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--	--

改正案	現行
<p>附則</p> <p>12 雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度における第五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第二十三条」とする。</p> <p>13 徴収法附則第十条の規定が適用される会計年度における条七条第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項」とあるのは「徴収法附則第十条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「徴収法第十二条第五項又は第七項」とあるのは「徴収法第十二条第七項」とする。</p> <p>14 雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度における第二十条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」と、「これら」とあるのは「同条」とする。</p>	<p>附則</p> <p>12 印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第一号を次のように改める。</p> <p>一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定により印紙保険料を納付するとき。</p> <p>第二条第二項中「失業保険法第三十八条の十二第一項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項」に改める。</p> <p>13 郵政事業特別会計法の一部を次のように改正する。第四十条中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計の徴収勘定」に改める。</p> <p>14 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。第六条第一項第十一号の六の次に次の二号を加える。</p> <p>十一の七 前二号に掲げるもののほか、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>十一の八 労働保険特別会計の徴収勘定</p>

の經理を行なうこと。

第八条第一項第七号中「労働者災害補償保険特別会計」を「労働保険特別会計の労災勘定」に改める。

第十条第一項第六号中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計の失業勘定」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法（これに基づく命令を含む。）」の下に「、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」を加え、同条第三項中「都道府県労働基準局長は」の下に「、第一項に定める事務のうち、本省大臣官房の所掌に係る事務については、本省大臣官房長の指揮監督を受け」を加える。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）」の下に「、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第十八条第一項中「失業保険法（これに基く命令を含む。）」の下に「、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」を加える。

15 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第一項本文（同法第三十四条の六において準用する場合を含む。）及び失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条」を「及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条（失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十八条第二項及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

16 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険特別会計、失業保険特別会計」を「労働保険特別会計」に改める。

17 労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「労働者災害補償保険特別会計」を「労働保険特別会計の労災勘定」に改める。

	<p>18 徴収法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第四項中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計の失業勘定」に改める。</p> <p>19 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条を次のように改める。 (沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険特別会計法の一部改正)</p> <p>第三十八条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則中第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十一項とし、第十四項から第二十一項までを二項ずつ繰り上げる。</p>
--	--

四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)

改正案	現行
<p>第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第一号及び第二号 略)</p> <p>(第二項 略)</p>	<p>第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第一号及び第二号 略)</p> <p>(第二項 略)</p>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案参照条文

- 一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）
（一般保険料に係る保険料率）

第十二条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率
 - 二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
 - 三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率
- （第二項及び第三項 略）

4 雇用保険率は、千分の十四・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十六・五とし、第三号に掲げる事業については千分の十七・五とする。

- 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 四 清酒の製造の事業
- 五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5 労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業給付の額との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における徴収保険料額の二倍に相当する額を超え、又は当該徴収保険料額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十二・五から千分の十六・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十四・五から千分の十八・五まで、同号に掲げる事業については千分の十五・五から千分の十九・五まで）の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の

額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額(以下次項までにおいて「一般保険料徴収額」という。)から当該一般保険料徴収額に三事業率(千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。)を乗じて得た額(次項において「三事業費充当徴収保険料額」という。)を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

8 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第五項中「千分の十二・五から千分の十六・五まで」とあるのは「千分の十二から千分の十六まで」と、「千分の十四・五から千分の十八・五まで」とあるのは「千分の十四から千分の十八まで」と、「千分の十五・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

二 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条(第一項ただし書(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))を除く。)の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間(当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月として計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を一箇月として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間)に支払わ

れた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額（受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者に係るものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、前項に規定する最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を当該最後の六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月によって定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

（第三項及び第四項 略）

（支給の期間及び日数）

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年（当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）の期間内の失業している日について、第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年（労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことその他労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五條第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年」とあるのは「当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五條第二項の規定による求職の申込みをしたときは、一年に当該離職の日の翌日から当該求職の申

込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該一年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、「の期間内の失業している日」とあるのは「内の失業している日」とする。

(第三項 略)

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従ってするものとする。

(第三項から第五項 略)

(再就職手当)

第五十六条の二 (第一項 略)

2 受給資格者が、安定した職業に就いた日前労働省令で定める期間内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、再就職手当は、支給しない。

3 再就職手当の額は、労働省令で定める所定給付日数の区分及び支給残日数の区分に応じ、第十六条の規定による基本手当の日額に三十を乗じて得た額以上当該日額に百二十を乗じて得た額以下の範囲内において労働省令で定める額とする。

4 再就職手当を支給したときは、この法律の規定(第三十四条及び第三十五条の規定を除く。)の適用については、当該再就職手当の額を第十六条の規定による基本手当の日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次の各号に掲げる区分によって、求職者給付に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に応ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第七項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、前

項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額(その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額)を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6 国庫は、前会に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

三 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)(抄)

(雇用勘定の歳入及び歳出)

第五条 雇用勘定においては、第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金、雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定に基づく一般会計からの受入金、雇用安定資金からの受入金、積立金からの受入金、雇用安定資金から生ずる収入、積立金から

生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもってその歳入とし、雇用保険事業の失業給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費、雇用促進事業団への出資金及び交付金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金、第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、雇用保険事業の業務取扱費（次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）その他の諸費をもってその歳出とする。

（徴収勘定からの労災勘定及び雇用勘定への繰入れ）

第七条（第一項 略）

2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の朝、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、前条の郵政事業特別会計からの受入金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

（国庫負担金の過不足の調整）

第二十条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 法第三十三条第三項の労働省令で定める日数の規定の整備（第四十八条の二関係）
法第三十三条第三項の労働省令で定める日数は、二十一日とすること。

第二 再就職手当の額の改正（第八十二条の三関係）

基本手当の支給残日数が所定給付日数の二分の一未満である受給資格者であって当該支給残日数が百日以上であるものに対して支給する再就職手当の額は、基本手当の日額に三十を乗じて得た額とすること。

第三 その他

法第十九条第二項の年度の平均給与額の算定方法を定める規定のほか、その他所要の規定の整備を行うこと。